

改正化審法に伴うPFOS規制とPFOSを含有する写真感光材料についてのお知らせ

平成 22 年 4 月 1 日
写真感光材料工業会

平成 22 年 4 月 1 日施行の改正化審法(*)でパーフルオロオクタンスルホン酸とその塩(以下 PFOS)が第一種特定化学物質(**)に指定され、業務用写真フィルム等の指定された用途以外はその製造・輸入が禁止となりました。

(*) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(**) 難分解性、蓄積性があり、人又は高次捕食動物に影響があるとみなされる物質

PFOS は優れた静電気抑制能力、界面活性能力などを有し、写真感光材料の製造にも広く使用されてきた物質です。環境影響が明らかになった平成 12 年頃から写真感光材料メーカー各社では代替物質への転換を進め、精密な画像再現と記録を目的としたごく一部の製品に限って PFOS が使用されてきました。これまでの当会の調査では、一部の印刷用フィルム・印画紙、医療用 X-レイフィルム、撮影用フィルム、映画用フィルム、カラー印画紙で PFOS を含んだ製品があることが判明しております。

製品情報に関しては、写真感光材料工業会をはじめ写真感光材料メーカー各社のホームページなどで別途ご案内できるよう準備を進めております。

これらの製品では、現像処理後も PFOS が残存していますが、通常のお取扱い、保管で飛散することはありません。

PFOS を含有する業務用写真感光材料については、平成 22 年 10 月 1 日以降は今後化審法上制定される一定の技術基準の下での取扱いが求められ、譲渡提供の際には表示の義務が発生します。

また、現像処理後の写真感光材料や現像処理工程から生じる現像液・定着液等の廃液については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、適正に処理する必要があります。

詳細が明らかになり次第、写真感光材料工業会をはじめ写真感光材料メーカー各社のホームページなどで順次ご案内させていただきます。

本件に関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

写真感光材料工業会 事務局

TEL 03-5276-3561

FAX 03-5276-3563

※ 写真感光材料メーカー各社のホームページは以下のとおりです。但し、PFOS 含有製品情報に関する案内の有無、及び掲載時期は各社毎に異なっておりますので、ご確認ください。

富士フィルム(株) : http://fujifilm.jp/important/article_20100401_01.html

三菱製紙(株) : <http://www.mpm.co.jp/>

(株)DNP フォトルシオ : <http://fotolusio.jp/>

コダック(株) : <http://www.jp.kodak.com/>

ケアストリームヘルス(株) : <http://pw.carestreamhealth.com/ja/>

日本アグファ・ゲバルト(株) : <http://www.agfa.com/japan/>

コニカミノルタホールディングス(株) : <http://konicaminolta.jp/>